

議員提出議案第 1 号



平沼弘議長不信任決議 (案)

上記の議案を別紙のとおり、飯能市議会会議規則第13条の規定により提出
します。

令和3年2月12日

提出者	飯能市議会議員	金子	敏江
賛成者	同	新井	巧
同	同	山田	利子
同	同	滝沢	修
同	同	坂井	悦子

飯能市議会議長 平沼 弘 様

平沼弘議長不信任決議（案）

令和3年1月26日に開催された各派代表者会議において、令和3年3月議会での一般質問をしないことを多数で決定したことは、議長の権限を著しく逸脱した行為であり、認められるものではない。

議長は、「新型コロナウイルス感染予防のために、計画されているワクチン接種の準備作業に、議会として協力できることとして、3月議会での一般質問を行わない」ことを提案し、日本共産党、日本維新の会の代表から同意が得られないとし、多数決で強行した。

議長の権限を定めた地方自治法第104条では、議長の権限を「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理する」ことであり、議員固有の権利である「市政に対する一般質問」を行わないことは認められておらず、提案すること自体が権限を逸脱した行為である。そもそも、各派代表者会議は、議会運営をスムーズに運営するためのもので、法的拘束力も権限もなく、異論がある問題を多数で決定するところではない。ましてや議員の質問権を奪うことはできないのは当然である。多数決で強行したことは断じて認められない。

議員として最も大切な一般質問の権利を奪ったことは、二元代表制の一翼を担う議会の責務を放棄したものである。

よって平沼弘議長不信任決議（案）を提出し、その責任を問うものである。

以上、決議する。

令和3年2月12日

飯 能 市 議 会

提案理由

市政の重要問題について質すべき議員の一般質問の権利を多数によって奪った議長の責任は重く、議長辞職に値する。

よって、平沼弘議長不信任を決議するため提案するものである。